

## II 組合員資格の取得と喪失、関連する手続き

### 1 組合員の資格取得手続き（就職時の手続き）

大阪府内の公立学校の教職員などの職員となった日から公立学校共済組合大阪支部の組合員の資格を取得します。組合員証（保険証）の発行の手続きは、以下の通り所属所ごとに異なります。

- 家族分の保険証が必要な方は、別途、被扶養者の認定手続きをしてください。☞II-6 参照
- 年金受給者が一般組合員として再度資格を取得した場合「再就職届書」の提出が必要です。☞VII-14 参照

#### (1) 府立学校及び大阪府教育庁所属の教職員の場合

##### ア 総務事務システム（SSC）が利用可能な正規職員・任期付職員・臨時的任用職員

SSC

SSCの「各種給付」口座を登録し、「組合員資格取得届出」への入力が必要です。入力方法は、総務事務システム（SSC）内の手引きを確認してください。

##### イ 府立学校の非常勤職員（府立高等学校、府立支援学校の方）大阪府教育庁の非常勤職員

事業主からのデータに基づき、公立学校共済組合大阪支部から所属所あてに①組合員証・②登録内容確認通知書を送付しますので、送付時に同封している案内に従って手続きを行ってください。

#### (2) 府立学校以外の教職員の場合

##### ア 事業主からデータ提供がある場合

- ・府費負担※・大阪市費負担・堺市費負担の教職員
- ・大阪公立大学の教職員
- ・政令市以外の市費負担の教職員のうち、データ提供がある市の方

（教職員とは、正規職員、任期付職員・臨時的任用職員・非常勤職員のことを指します。）

※ただし府費の正職員で年度途中の採用者・異動者については下記イの対象になります。

事業主からのデータに基づき、公立学校共済組合大阪支部から所属所あてに①組合員証・②登録内容確認通知書を送付しますので、送付時に同封している案内に従って手続きを行ってください。

##### イ 政令市以外の市費負担職員で事業主からのデータ提供がない場合

（\*文中の◎は、共済組合所定の様式）

各所属所で①◎「組合員資格取得届書」、②◎「組合員個人番号報告書」、③◎「年金加入期間等報告書」を作成し、根拠書類(※)を添え、資格担当あてに提出してください。

各書類の提出後に手続きを進めます。完了後、所属所あてに組合員証を送付します。

③◎「年金加入期間等報告書」は一般組合員のみ提出が必要ですが、平成9年1月1日以降の公立学校共済組合（大阪支部）の年金加入期間がある場合は、省略可能です。

(※)根拠書類

正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の場合：採用辞令の写し

非常勤職員の場合：任用通知書の写（社会保険適用の有無・週勤務時間等の記載が必要）

## 2 異動報告（大阪支部内での所属所異動時の手続き）

主に、大阪支部内で健康保険の資格は引き続くが給与の費用負担区分が変わるときに必要な手続きです。ただし、政令市以外の市費負担の方については所属所の異動についても報告が必要です。

区分		転出（異動前）			
		大阪府費負担教職員 （豊能地区含む。）	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担及び公立大学法人等の教職員
転入 （異動後）	大阪府費負担教職員 （豊能地区含む。）	×	○	○	○
	大阪市費負担教職員	○	×	○	○
	堺市費負担教職員	○	○	×	○
	政令市を除く市費負担及び公立大学法人等の教職員	○	○	○	○

### ア 上記、○印（異なる区分）の異動の場合

下記の書類を提出してください。

#### ■ 転出側の所属所

【提出書類】 ◎「組合員異動報告書」

#### ■ 転入側の所属所

【提出書類】 ◎「組合員異動報告書」

大阪府費負担教職員(豊能地区含む)、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員、大阪公立大学の教職員については、給与支給機関からの報告があるため、転入・種別変更・所属所異動の際に、異動報告書の作成の必要はありません。

原則、組合員証の番号を変更します。番号が変更になる場合は、公立学校共済組合大阪支部から転入先(異動後)の所属所へ変更後の組合員証を送付します。

(証送付の流れについては前掲の資格取得手続きを参照してください。)

### イ 上記、×印がついている区分の異動の場合

原則手続きは不要です。

ただし、市町村立学校等から、新たに府立学校又は大阪府教育庁関係所属へ異動された場合※は、SSC 入力「組合員資格取得届」が必要です（書類の提出は必要ありません）。

※SSC の対象でなかった非常勤職員の方が、SSC の対象となる臨時的任用職員に職種が変わった場合を含みます。

入力については、

SSC「マニュアル・規定集・データ集」→「人事給与（学校）-各種規定・手引き集」→「異動」→「市町村立学校（府費負担職員に限る）から府立学校への異動」を参照してください。

### 3 種別変更（任用形態により組合員種別が変わるときの手続き）

公立学校共済組合の組合員は、任用形態によって「一般組合員」と「短期組合員」に分かれ、適用される社会保険制度が異なります。任用形態の変更により組合員種別が変わる場合、健康保険制度は変わりませんが、年金制度は変わります（下表参照）。

組合員証は引き続きご使用ください（異なる給与支給機関への異動の場合を除きます。👉 II-2 参照）。

#### 【組合員種別ごとの社会保険制度・任用形態】

組合員種別	社会保険制度		任用形態
	健康保険	年金	
一般組合員	公立学校共済組合	公立学校共済組合	常勤一般職員 再任用フルタイム職員 任期付職員 ※フルタイム非常勤職員（12月超え）
短期組合員	公立学校共済組合	日本年金機構 （一般厚生年金）	再任用短時間勤務職員（週20時間以上） 臨時的任用職員 非常勤職員（フルタイム非常勤職員（12月超え）を除く。）

※非常勤職員とは、社会保険加入要件を満たした方を指します。👉 I-1 参照

#### (1) 短期組合員 → 引き続き一般組合員になる場合の手続き

例 臨時的任用職員から任期付職員となる場合

例 フルタイムの非常勤職員の勤務が12月を超えるに至った場合

短期組合員	健康保険	公立学校共済組合	➔	公立学校共済組合	一般組合員
	年金	日本年金機構		公立学校共済組合	

一般厚生年金の被保険者資格を喪失し、公立学校共済組合の年金に加入します。

種別変更の前後で所属所が異なる場合は、変更前の所属はウの手続きを、変更後の所属では、ア～ウの手続きをそれぞれ行ってください。

#### ア 公立学校共済組合の年金加入の手続き **窓口** 年金担当

提出書類 → 「年金加入期間等報告書」

※平成9年1月1日以降の公立学校共済組合（大阪支部）の年金加入期間が少しでもある方は省略可能です。

（任用の間に空白期間がある場合の年金の取り扱い：前任用の年金加入資格が、後任用の前日まで継続します（ただし、組合員資格が継続する場合に限る）。）

#### イ 被扶養配偶者の国民年金第3号被保険者資格取得の手続き **窓口** 資格担当

対象者 → 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者のいる65歳未満の組合員

提出書類 → 「国民年金第3号被保険者関係届」

配偶者の基礎年金番号が確認できる書類の写し

#### ウ 異動報告書 **窓口** 資格担当

提出書類 → 「組合員異動報告書」（所属所において作成し、提出してください。）

※大阪府費負担教職員（豊能地区含む）、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員、大阪公立大学の教職員、政令市以外の市費負担教職員で事業主からデータ提供がある場合については、給与支給機関からの報告があるため手続きは不要です。

ただし、異なる給与支給機関への異動の場合を除きます。👉 II-2 参照

【参考】関連する手続きとして、次のようなものがあります。(お問い合わせは、下記担当部署へ)

- ・児童手当を受給中の職員（大学を除く）・・・給与を支給する地方公共団体へ児童手当の申請手続き  
問い合わせ先 給与を支給する地方公共団体の担当所属
- ・個人型確定拠出年金（iDeco）に加入中の職員・・・加入している金融機関に年金加入状況変更の届出  
問い合わせ先 加入している金融機関

## (2) 一般組合員 → 引き続き短期組合員になる場合の手続き

例 再任用フルタイム職員から再任用短時間勤務職員となる場合 等

一般組合員	健康保険	公立学校共済組合	公立学校共済組合	短期組合員
	年金	公立学校共済組合	日本年金機構	

公立学校共済組合の年金の資格を喪失し、一般厚生年金の被保険者資格を取得します。  
種別変更の前後で所属所が異なる場合は、変更前の所属はア、イの手続きを、変更後の所属では、イ、ウの手続きをそれぞれ行ってください。

### ア 公立学校共済組合の年金資格喪失の手続き **窓口** 年金担当

対象者 → 年金受給権者（在職中の年金の支給停止解除等の事務を行うため。）

提出書類 → 「退職・資格変動調査票」

※年金の受給権が発生していない方は、手続き不要です。

任用の間に空白期間がある場合の年金の取り扱い：前任用の年金加入資格が、後任用の前日まで継続します（ただし、組合員資格が継続する場合に限る）。

### イ 異動報告書 **窓口** 資格担当

提出書類 → 「組合員異動報告書」（所属所において作成し、提出してください。）

※大阪府費負担教職員（豊能地区含む）、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員、大阪公立大学の教職員、政令市以外の市費負担教職員で事業主からデータ提供がある場合については、給与支給機関からの報告があるため手続きは不要です。

ただし、異なる給与支給機関への異動の場合を除きます。👉 II-2 参照

### ウ 一般厚生年金の加入手続き

任命権者の社会保険担当部署にご確認ください。

【参考】関連する手続きとして、次のようなものがあります。(お問い合わせは、下記担当部署へ)

- ・20歳以上60歳未満の被扶養配偶者のいる65歳未満の組合員・・・「国民年金第3号被保険者関係届」等の提出  
問い合わせ先 任命権者の社会保険担当部署
- ・児童手当を受給中の職員（大学を除く）・・・住所地の市区町村役場へ児童手当の申請手続き  
問い合わせ先 住所地の市区町村役場担当部署
- ・個人型確定拠出年金（iDeco）に加入中の職員・・・加入している金融機関に年金加入状況変更の届出  
問い合わせ先 加入している金融機関

## 4 資格の喪失

組合員が退職（任期満了を含む。）したときはその翌日から資格を喪失します。

また、他の共済組合に転出したときは、その転出した日から資格を喪失し、転出した先の資格を取得します。

### （１）組合員証等の返納以外の手続き

- ・年金関係：一般組合員のみ資格喪失後は、年金関係の手続きが必要です。☞VI-5 参照
- ・貸付関係：貸付金残高がある場合は、償還手続きをしてください。☞IV-8 参照

### （２）資格喪失の手続き

資格を喪失した組合員は、下表のとおり所属所を通じて「組合員証等」を共済組合（資格担当）へ返納してください。なお、他支部へ転出した場合の組合員証等は転出先の支部へ返納してください。

\* 表中の◎は、共済組合所定の様式

必要書類		異動事由	退職 任期満了	他の共済組合への転出	他都道府県公立学校 (他支部)への転出
		資格 関係	◎「組合員異動報告書」※1	○	○
	組合員証等	👉VI-1 以下を参照			転出先の支部へ返納

(注) 退職から引き続き再任用フルタイム勤務等及び週 20 時間以上の再任用短時間勤務となる場合、組合員資格は継続するため組合員証の返却は不要です。

#### ※ 1 ◎「組合員異動報告書」について

「組合員異動報告書」は、大阪府費負担教職員(豊能地区を含む)、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員(堺市立認定こども園除く)の所属所については、給与支給機関の情報を基に対象者を印字したものを異動月の翌月以降に所属所へ送付しますので、確認のうえ報告してください。なお、所属所で預かっている組合員証等も併せて提出してください。

政令市以外の市費負担または公立大学法人の教職員等については、各所属所で作成し、提出してください。

#### ※ 2 「資格喪失証明書」について

組合員の資格喪失後、次の健康保険への加入手続き等のため「資格喪失証明書」が必要な場合は、◎「資格喪失証明書交付申請書」と組合員証等を併せて共済組合（資格担当）へ提出することにより、ご自宅に「資格喪失証明書」を送付します。

#### 「組合員証等」とは

「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」をいいます。

#### 《資格喪失後の注意点》

組合員が資格を喪失すると同時に、被扶養者も資格を喪失します。

資格喪失後に組合員証等を医療機関等に提示し使用された場合は、後日、医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

## 5 被扶養者の認定

被扶養者とは、「組合員と一定の親族関係」にあり、「主として組合員の収入によって生計を維持されている者」で、かつ、満75歳未満の方が該当します。

被扶養者として認定を受けるには、収入等の要件を満たしていることを確認するための申告が必要です。

被扶養者として認定された方は医療保険制度の加入となり、掛金（保険料）を負担することなく共済組合の様々な給付を受けることができます。

組合員の掛金は、被扶養者の有無および人数に関係なく、組合員の標準報酬月額を基に決定します。

### (1) 被扶養者の範囲について

次に掲げる三親等内以内の親族が該当します。

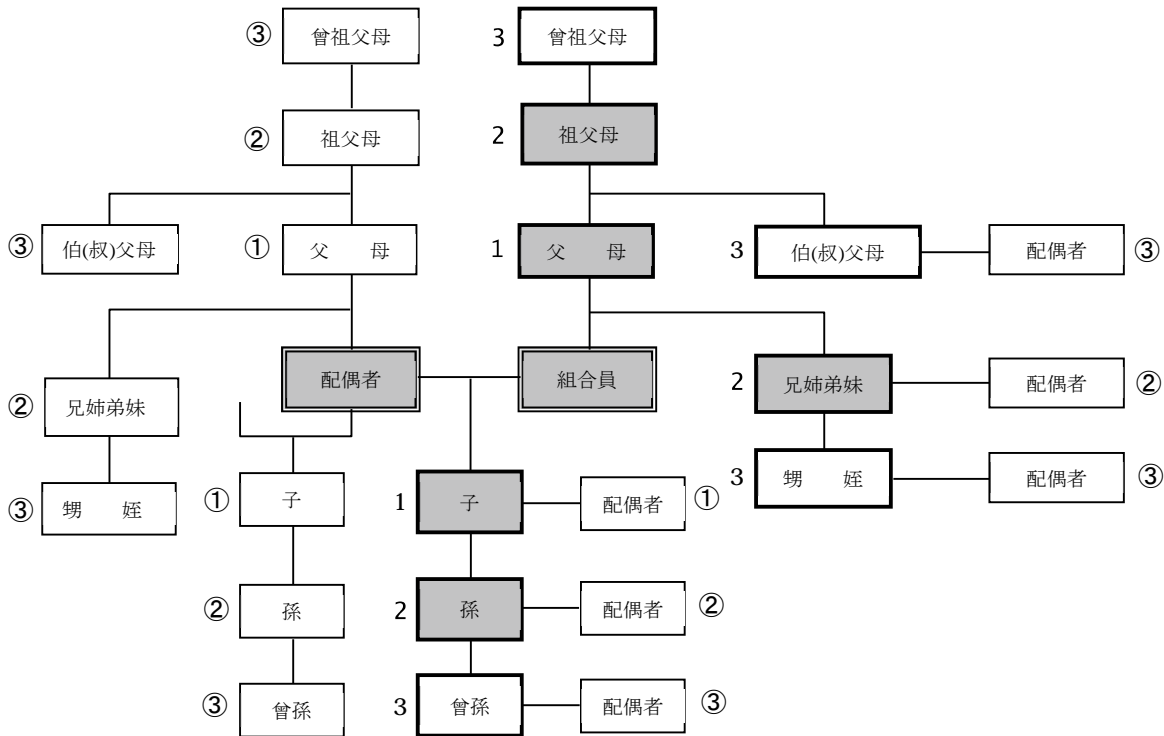
#### ア 親族関係（下表参照）

(ア) 組合員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、養子、実父母、養父母、孫、祖父母、養祖父母及び兄弟姉妹

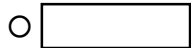
(イ) 組合員と同一世帯に属し（ア）に掲げる者以外の三親等内の親族

(ウ) 組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）で、組合員と同一世帯に属する者

#### 三親等内親族<表>



1～3：血族親等



①～③：姻族親等



組合員と同一世帯要件あり

## イ 生計維持関係

主として組合員の収入によって生計を維持されている者とは、生計の基礎を組合員におき、原則として組合員からその生活の資となる部分を得ている者のことをいいます。

次に掲げる場合は、該当しません。

- (ア) 共済組合の組合員本人、国民健康保険以外の健康保険等の被保険者本人の方
- (イ) その者に対し、当該組合員以外の者が、扶養手当又はそれに相当する手当を雇用主から受けている場合
- (ウ) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養している場合で、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない場合（所得や扶養能力の有無を確認し、原則として、年間収入（前年分の年間収入）の多い方の被扶養者とします。）
- (エ) 年額 130 万円以上の恒常的な所得がある場合（所得については㉔ II-9 参照）  
ただし、60 歳以上の者、又は障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいをもつ者は年額 180 万円以上
- (オ) 雇用保険の失業給付を受給中の者で、その日額が 3,612 円以上の場合  
ただし、60 歳以上の者、又は障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいをもつ者は日額 5,000 円以上
- (カ) 満 75 歳以上である者

### ●同居の被扶養者（父母等）に配偶者がいる場合の所得について

父母又はそのどちらかを被扶養者として認定する場合、所得限度額のみでなく、生計の実態や今後の継続性、夫婦相互扶助義務の観点や社会通念等を勘案して判断します。

#### 例 1

所得額	所得限度額	認定の可否
父 58歳 給与収入 150万円	130 万円	× 父は所得限度額を超えているので、認定できない。
母 55歳 給与収入 120万円	130 万円	○ 母は所得限度額未満であるため、認定できる。

#### 例 2

所得額	所得限度額	認定の可否
父 64歳 年金収入 170万円	180 万円	○ 父は所得限度額未満であるため、認定できる。
母 64歳 年金収入 210万円	180 万円	× 母は所得限度額を超えているので、認定できない。

※ 所得限度額は、年間 130 万円（60 歳以上の者、又は障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいをもつ者には年間 180 万円）

## ウ 別居している場合

認定を受ける者が組合員と別居している場合は、認定を受ける者が生計を維持するのに必要な額を組合員が送金していることが必要です。

具体的な事例としては、認定を受ける者の収入額と組合員の送金額の合計額に占める割合が3分の1を上回る額を組合員が送金していることが少なくとも必要です。(認定を受ける者の収入額のおよそ2分の1以上を送金していること)

また、組合員以外の者も送金している場合は、他の者よりも組合員の送金額が多いことが必要です。

(注) 認定を受ける者が、組合員以外の者と同居している場合等は、送金額のみでなく生計の実態を見た上で判断します。

### 例1 認定対象者と同一世帯に他に収入がある者がいない場合

認定を受ける者の総所得 170 万円、組合員からの送金額 90 万円 (年間) の場合

母 61 歳 (所得限度額 180 万円) 収入 <u>170 万円</u>
送金額 <u>90 万円</u>

170 万円 + 90 万円 = 260 万円 (認定を受ける者の収入の総額)

260 万円 × 1/3 = 約 87 万円 < 組合員からの 送金額 90 万円

⇒ 収入の総額の 1/3 にあたる 87 万円を上回る送金額であり、  
要件を満たしていると判断

※ 送金額を加算することにより認定を受ける者の恒常な収入が基準額を上回することは、収入超過には当たりません。

### 例2 認定対象者と同一世帯に収入がある者がいる場合

総所得 90 万円の母の場合で、その母が総所得 200 万円の父と同居している場合

父 65 歳 (所得限度額 180 万円) 収入 <u>200 万円</u>
母 61 歳 (所得限度額 180 万円) 収入 <u>90 万円</u>
母への送金額 <u>120 万円</u>

200 万円 + 90 万円 + 120 万円 = 410 万円

(夫婦の総所得を合算し、送金額を含めて認定を受ける者の収入の総額とする。)

410 万円 × 1/3 = 約 137 万円 > 組合員からの 送金額 120 万円

⇒ 収入の総額の 1/3 にあたる 137 万円を下回る送金額 120 万円であるため、要件は満たしていないと判断

※ ただし、父と母に生計関係がなく、組合員のみが母の生計維持をしている場合等は、この限りではありません。

## エ 国内居住要件

令和2年4月1日から被扶養者の要件に国内居住の要件が加わりました。

原則として、日本国内に住民票がない方を被扶養者として認定することはできません。

ただし、次表の特例該当事由にあたる場合は、例外として取り扱いますので、認定申告時に確認書類の提出が必要です。



特例該当事由	確認書類
外国において留学する学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
外国に赴任する組合員に同行する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証（ビザ）、ボランティア派遣期間の証明書等の写し
組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じたものであって、外国に赴任する組合員に同行する者と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類の写し
上記のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断することになりますので、お問い合わせください。

## オ 所得の考え方

共済組合における「所得」とは、所得税法上の所得ではなく、年間(※1)における恒常的な収入(※2)の総額をいいます。

※1 年間とは、暦年や年度ではなく、被扶養者の認定時（事実が発生した日）以降、常に将来へ向かって12か月間を指します。

※2 恒常的な収入とは、公的年金（共済年金、国民年金、厚生年金、障害年金、遺族年金、恩給、扶助料等）及び個人年金、企業年金、パート収入、アルバイト収入、事業収入、株等の譲渡収入、雇用保険の基本手当等など将来にわたるすべての恒常的な収入をいいます。所得税法上の非課税となる遺族年金、障害年金、育児休業手当金、傷病手当金等も収入に含まれます。

また、受取方法が年に一回のものであっても、継続して受取る場合は収入に含まれます。

\* 通勤費として支給される実費相当額分は必要経費と認め、収入とみなしません。

\* 退職手当金や保険の解約等による一時金は恒常的な収入に含みません。

### 自営業等の事業収入等について

事業、不動産及び農業所得については、**確定申告及び収支内訳書**（または**損益計算書**）を参照し、大阪支部が必要経費として認めた経費を控除した額で判断します。下表は代表的な経費例ですが、確定申告における税法上の経費とは取り扱いが異なりますのでご注意ください。

区 分	必要経費として認められるもの (いずれの場合も所得を得るために、直接必要かつ最小限の範囲に限る。)
事業所得	売上原価、地代家賃、水道光熱費、通信費、修繕費、貸倒金
不動産所得	地代家賃、水道光熱費、修繕費、借入金の支払利子、火災保険料、貸倒金
農業所得	種苗料、肥料費、農薬衛生費、修繕費、動力光熱費、地代・賃借料

### 必要経費として認められないもの

減価償却費、貸倒引当金、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、青色申告控除額

※ 上記以外の経費については、事業内容又は経費の内容によって判断する必要がありますので、お問い合わせください。

## (2) 被扶養者の認定手続きについて **SSC**

被扶養者の要件を備えたときは、事実が生じた日から30日以内に所属所を経て「被扶養者認定申告書」に必要書類（Ⅱ-11参照）を添えて共済組合（資格担当）へ提出してください（郵送送可）。審査後、その事実が発生した日（例：誕生日等）に遡って認定し、「被扶養者証」は所属所へ送付します。

ただし、事実が生じた日から30日を過ぎて提出された場合は、事実が発生した日に遡ることができず、所属所の受理日等が認定日となりますのでご注意ください。

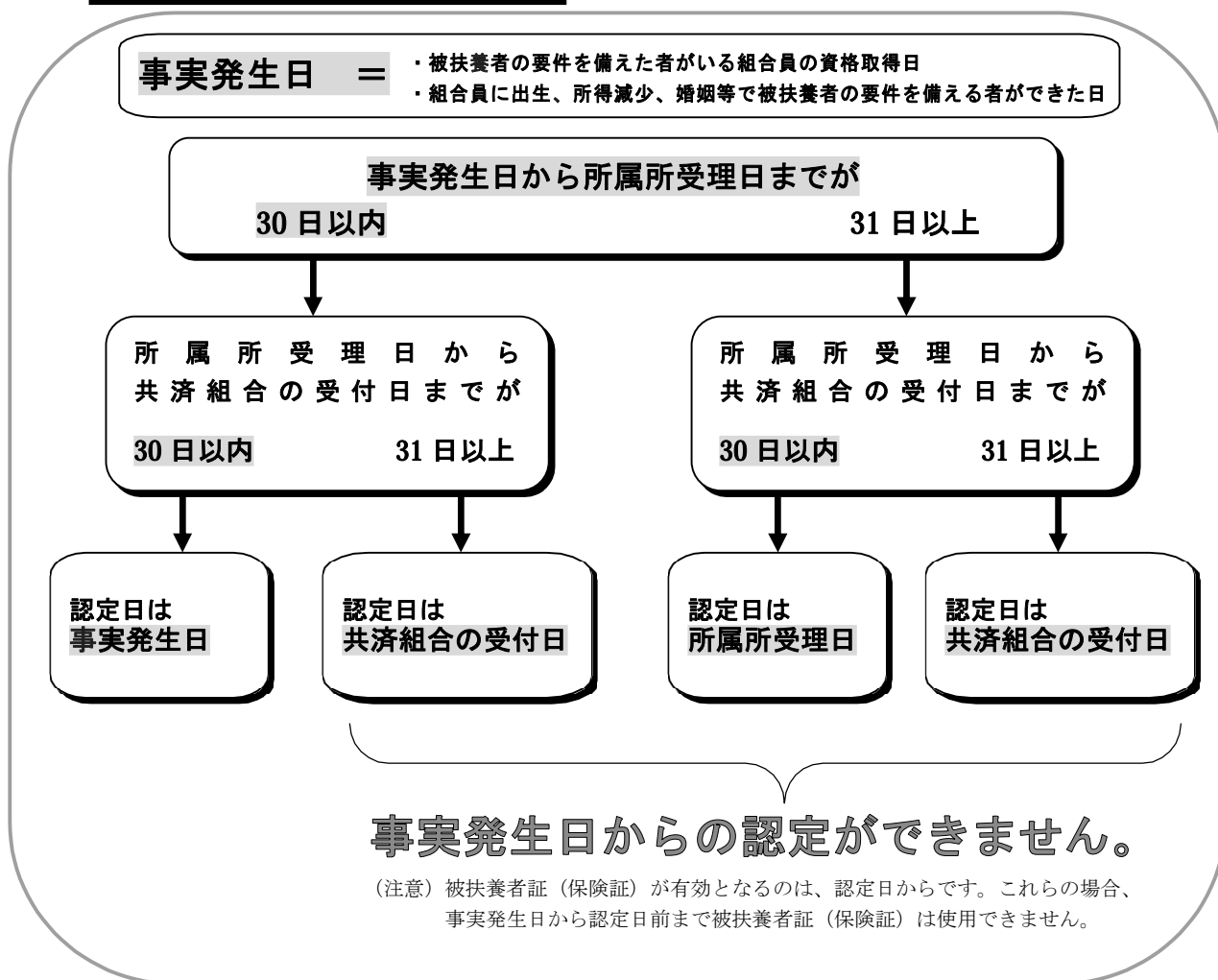
(注1) 扶養手当（受給）の対象者は、所属校・園等において、先に扶養手当の申請手続きをしてください。

(注2) SSC対象所属の場合は、事実発生日より30日以内に、SSCの「被扶養者申告」を入力してください。

31日以上経過後に「被扶養者申告」入力した場合、認定日はSSCの入力日となります。

### ア 申告書の提出と認定日の関係

**事実発生日から30日以内に！**



### イ 共同扶養の場合（令和3年8月1日改正）

給与制度上の扶養手当の受給対象になっていない子を認定しようとする場合において、夫婦ともに収入があり、同一人を共同で扶養している場合は、夫婦双方の今後1年間の収入見込み額で比較し、年間収入が高い方の健康保険制度で扶養認定することが原則です。ただし、双方の年間収入を比較して、その差が収入が高い方の1割以内である場合は、同程度とみなし、届出のある方で認定します。

なお、給与制度上の扶養手当が認定されている場合は、その認定を受けている方の被扶養者として申告してください。

《被扶養者の認定書類一覧表》

\*表中○は、共済組合所定の様式

(注) <事実発生の事由ごとに必要となる追加書類>と併せてご確認ください。

添付書類	被扶養者区分	扶養手当受給者		扶養手当を制度上受給できない方
		配偶者	22歳未満の子、孫及び兄弟姉妹	60歳以上の祖父母及び父母
①	◎「被扶養者認定申告書」 <b>SSC</b>		○	○
②	◎「被扶養者個人番号報告書」 <b>SSC</b>		○	○
③	「扶養親族(異動)届」の写し <b>SSC</b> (少なくとも所属所長の承認が確認できるもの)		○	
④	◎「扶養事情説明書」(18歳までの者は不要)		○	○
⑤	認定対象者の「所得に関する証明書」〔注1〕または「非課税証明書」(市区町村発行のもの) (18歳までの者は不要)		○ 写し可	○
⑥	認定対象者の◎「給与支払見込証明書」(雇用先の証明が必要)		△ 〈パート、アルバイト等で収入を得ている場合に必要〉	△
⑦	認定対象者の「年金に関する証明書」〔注2〕 (「年金改定通知書」等の写し)		△ 〈年金を受給している場合に必要〉	△
⑧	認定対象者の配偶者に係る「所得に関する証明書」〔注1〕及び「年金に関する証明書」〔注2〕		△ 〈認定対象者に配偶者がいる場合に必要〉	△
⑨	生計費の送金等が確認できる書類または◎送金に関する受取人の「申立書」		△ 〈認定対象者が別居している場合に必要〉	△
⑩	◎「国民年金第3号被保険者関係届」及び基礎年金番号が確認できる書類(基礎年金番号通知書等)の写し	△		△ 〈認定対象者が20歳以上60歳未満の配偶者のみ必要〉
⑪	扶養義務者全員を確認できる書類(「戸籍謄(抄)本」又は「除籍謄(抄)本」)〔注3〕			○
⑫	組員以外に扶養義務者がいる場合の添付書類	他の扶養義務者の「所得に関する証明書」〔注1〕又は「非課税証明書」及び「年金に関する証明書」〔注2〕 (組合員の実子を認定する場合において、扶養義務者となる組合員の配偶者が当共済組合で扶養認定されている場合、または当共済組合員である場合は提出不要)		○
		他の扶養義務者の◎「扶養していないことの証明書」(雇用先での証明が必要)等〔注4〕		○
		◎「扶養委任連帯同意書」(組合員の子を認定する場合は不要)		○

※ 表中○は認定時の必要書類、△は該当する場合に必要な書類です。

※ その他、状況に応じて他の書類の提出を求める場合があります。

〔注1〕 市区町村が発行する最新年度の「課税(所得)証明書」又は「非課税証明書」(住民税決定通知では代替不可)収入について、事業、不動産、農業収入、株等の譲渡収入がある場合は「確定申告書控」の写し(税務署の受理日が確認できるもの)及び「収支内訳書」の写しを提出してください。

〔注2〕 恩給、国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金及び個人年金等(障がいや遺族を支給事由とする年金も含む。)の年金を受給している場合は、次の書類を提出してください。  
・年金の裁定等により受給額が決定した場合は、「決定(裁定)通知書」の写し  
・年金額の改定があった場合は、最新の「改定通知書」の写し又は最新の「振込通知書」の写し

〔注3〕 扶養義務者とは、組合員及び親族表において認定を受ける方から見て組合員と同順位以上のすべての方を指します。(例:子の認定においては、子から見た父母のもう一方、父母の認定においては、父母のもう一方と組合員の兄弟姉妹) 配偶者又は実子の扶養認定においては、組合員が世帯主である世帯全員の「住民票」で代用できる場合があります。(組合員と認定対象者との続柄及び他の扶養義務者全員との続柄を確認できるものに限る。)

〔注4〕 組合員以外の扶養義務者で、給与所得がない方は、健康保険証(社会保険の被扶養者証、国民健康保険証)の写しを扶養義務者の氏名等がわかるように提出してください。

<事実発生の事由ごとに必要となる追加書類>

事実発生の事由		添付書類	事由発生日
離職	公務員の場合	退職辞令の写し	退職日の翌日
	民間企業・私立学校等を退職 A～Dは、いずれかの書類提出 E, Fは、両方とも提出	<b>(雇用保険に加入していた場合)</b> A 「雇用保険被保険者離職票 1・2」の写し 退職直後の場合 B 「雇用保険受給資格者証」の写し 雇用保険待期中または日額 3,612 円(注)未満の手当の受給中の場合 C 「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し 離職票の交付を希望しない場合 D 「雇用保険受給期間給付延長通知書」の写し 受給期間延長の手続きをした場合	
		<b>(雇用保険に未加入の場合)</b> E 雇用主が証明する「退職証明書」の写し F 直近の「給与明細書」(2～3 か月分)の写し ・給与明細書で、雇用保険料が控除されていないか確認します。 ・退職証明書に、雇用保険未加入の記載がある場合は、給与明細書の提出は不要	
期限付講師等の任用期限が満了	G 「失業者の退職手当受給資格者証交付申請書」の写し 失業者の退職手当の待期中 H 「失業者の退職手当受給資格者証」の写し 失業者の退職手当待期中または日額 3,612 円(注)未満の手当受給中		
事業を廃業		「個人事業の廃業等の届出書」の写し 税務署の受理日が確認できるもの又は提出日の記載があるもの	廃業日の翌日
雇用保険の受給が終了		「雇用保険受給資格者証」の写し 支給終了(満了)日が記載されているもの	受給期間 終了日の翌日
「失業者の退職手当」の受給が終了		「失業者の退職手当受給資格者証」の写し及び「基本手当に相当する退職手当支給申請書」の写し	
婚姻により被扶養者を認定するとき (認定対象者が、社会保険等の被保険者でない者)		「婚姻届受理証明書」の写し又は「戸籍謄(抄)本」の写し	婚姻日
任意継続被保険者の資格を喪失		「資格喪失証明書」又は「資格喪失連絡票」	任意継続の 資格喪失日
扶養変更		「資格喪失証明書」又は「資格喪失連絡票」 ・取消(喪失)日の確認ができることが要件です。	被扶養者の 資格喪失日
同居	同居が条件となる被扶養者(配偶者の父母等)を認定申告するとき	組合員と同居したことが確認できる「住民票」 ・対象者の認定申告前の健康保険制度の加入先の確認が必要です。	同居した日
	同居を機に認定申告するとき		

※その他、状況に応じて他の書類の提出を求める場合があります。

(注) 60 歳以上、または障がいを支給自由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいを有する場合、日額 5,000 円

☆ご注意ください! ☆

所属所長の受理日が要件を備えた日から 30 日以内であれば要件を備えた日に遡って認定されますが、30 日を経過した場合は、事実発生に遡ることができず、所属所の受理日等が認定日となり、事実発生日から認定日前まで被扶養者証(保険証)が使用できません。(☞II-10 参照)

## 6 被扶養者の取消 SSC

被扶養者が就職、死亡、扶養変更、又は所得限度額の超過等により認定の要件を欠いた場合は、「被扶養者取消申告書」に**取消事由及びその発生日が確認できる書類**（下記取消時の必要書類参照）を添付のうえ、取消の手続きをしてください。

（注）被扶養者の要件を欠いた日以後に被扶養者証等を医療機関等に提示し使用された場合は、後日、医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

### （1）被扶養者の取消事由について

被保険者として健康保険制度へ加入した時や、収入額が基準を上回らない場合でも、将来に向けて年額 130 万円（又は年額 180 万円）以上の所得を得ることが見込まれた時点で被扶養者としての要件を欠くこととなります。

#### ●所得限度額における年額とは

暦年や年度ではなく、被扶養者の認定時（事実が発生した日）以降、常に将来へ向かって 12 か月間の収入見込額をいいます。

### <取消時の必要書類>

記載している内容は標準的なものです。取消の事由により書類の追加提出を求められることがあります。

取 消 の 事 由		事由発生日	添 付 書 類
就職したとき （被扶養者自身が他の健康保険に加入したとき） 〔注 1〕		就職日 （健康保険加入日）	・就職先の「健康保険証」の写し等 ※健康保険への加入日が確認できるもの （在職証明書・身分証明書は不可） ※当共済組合の組合員資格を取得した場合も含まれます。
所得 限度 額の 超 過 〔注 7〕	給与、事業の収入 （年間 130 万円以上又は月額 108,334 円以上） 〔注 2〕〔注 3〕〔注 6〕	〔注 2〕参照	・給与収入の場合は「給与支払証明書」及び「給与支払見込証明書」、又は労働条件通知書等の写し ・事業収入の場合は「確定申告書控」の写し及び「収支内訳書」の写し、又は「個人事業の開業等の届出書」の写し等 ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 5〕
	雇用保険の失業給付を受給（月額 3,612 円以上）〔注 6〕	雇用保険受給開始日	・「雇用保険受給資格者証」の写し ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 5〕
	年金収入（年間 130 万円以上） 〔注 4〕〔注 6〕	〔注 4〕参照	・最新の年金額がわかる年金の「決定（裁定）通知書」の写し又は「年金改定通知書」の写し
婚姻		婚姻日	・「婚姻届受理証明書」（戸籍謄抄本でも可）
死亡		死亡日の翌日	・市区町村長発行の「埋葬許可証」の写し、「火葬許可証」の写し、又は「戸籍謄本」（「戸籍抄本」）の写しのいずれかの一つ
別居		別居した日	・「住民票」 ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 5〕
離婚		協議離婚：届出日の翌日 調停離婚：調停成立日の翌日	・「離婚届受理証明書」（戸籍謄抄本でも可） 離婚と共に子の認定を取消す場合は「申立書」も必要 ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 5〕
司法修習生になったとき		修習（給付金）の給付開始日	・対象者氏名及び採用（開始）日等が確認できる「通知書」等の写し
上記の事由以外の扶養変更等による組合員の意思による取消 〔注 3〕			・「申立書」（取り消しする被扶養者名、その理由及び取消年月日（将来の日は不可）等を明記してください。）

## 【取消の留意事項】

- [注1] 雇用先で健康保険制度に加入する場合は、勤務形態・勤務期間及び収入の如何にかかわらず被保険者となった日から取り消します。
- [注2] 雇用された時点で年間の所得額が130万円以上になることが見込まれる場合は、雇用日をもって取り消します。  
また、アルバイトやパート等の短期間雇用で、勤務時間や勤務日数が定まらない場合は、3か月連続して認定限度額108,334円を超過し、結果的に4か月目も引き続いて給与月額が108,334円以上になったときは、4か月目の初日を取消日として取り消します。  
ただし、4か月引き続いて給与月収が108,334円を超えることがなくても、12か月間の所得額が130万円を超えた場合は、130万円を超えた月の初日で取り消します。
- [注3] 内容によっては、市区町村発行の「所得に関する証明書」を求める場合があります。
- [注4] 年金の「決定（裁定）通知書」又は「年金改定通知書」に示された日付の7日後を喪失日として取り消します。
- [注5] 組合員本人が65歳未満で、取消をする被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者の場合のみ提出してください。
- [注6] **60歳以上の方、または障がい支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいを有する方は、所得限度額が180万円になりますので、上記の金額のうち、130万円を180万円に、108,334円を150,000円に、3,612円を5,000円に読み替えてください。**
- [注7] 例えば、給与収入と年金収入がある場合はその合計額が所得限度額を超えた場合、認定の要件を欠くこととなります。

### ご注意ください！！

被扶養者の取消手続きを行った後は、共済組合員の被扶養者でなくなりますので、資格喪失後に医療機関等を受診する際は、健康保険（保険者）が変わったことを申し出てください。

#### 《取消による被扶養者の資格喪失証明について》

他の健康保険への加入または国民健康保険の手続きの際に「資格喪失証明書」が必要な方は、「被扶養者取消認定取消申告書」の様式右上に要・不要を記入する欄がありますので、要を○印で囲んでください。

なお、SSC 所属の方は、添付書類と併せて◎「資格喪失証明書交付申請書」を同封してください。

## 7 「高齢受給者証」について

組合員または被扶養者が **70 歳に到達した翌月以降**に医療機関を受診される際は、組合員証の提示に加え、その方の負担割合を示す「高齢受給者証」の提示が必要です。負担割合については㉞III-5 参照

(民法上 70 歳に到達するのは、いわゆる 70 歳の誕生日の前日です。例：誕生日が 4 月 1 日なら年齢到達は 3 月 31 日)

### 組合員への交付

既に **70 歳に到達している**方が資格取得したときには、「高齢受給者証」は資格取得時の標準報酬月額が確定した後に所属所へ送付します。

また、組合員が **70 歳に到達した**ときには、「高齢受給者証」は到達月の月末に所属所へ送付します。

### 被扶養者への交付

既に **70 歳に到達している**被扶養者が認定を受けたときには、「高齢受給者証」は被扶養者証と同時に所属所へ送付します。

また、被扶養者が **70 歳に到達した**ときには、「高齢受給者証」は到達月の月末に所属所へ送付します。

### 高齢受給者証の返納

後期高齢者医療制度の被保険者になった  
(組合員の場合) 資格を喪失した  
(被扶養者の場合) 認定取消になった

「組合員証」または「被扶養者証」と共に速やかに共済組合  
(資格担当) へ返納してください。

## 8 市町村等の医療費助成制度の適用を受けたとき・停止になったとき

お住まいの市町村で、乳幼児(こども)医療費や障がい者医療費の助成制度の適用を受けたとき、又は適用停止になった場合は届出が必要です。㉞III-13 参照

## 9 国民年金第 3 号被保険者の資格取得と喪失

**65 歳未満**の国民年金第 2 号被保険者である組合員に扶養される、**20 歳以上 60 歳未満**の配偶者の方は、国民年金第 3 号被保険者に該当します。

国民年金第 3 号被保険者である期間は、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されますが、第 1 号・第 2 号被保険者期間と異なり、保険料を自身で納付する必要はありません。

また、国民年金第 3 号被保険者である被扶養者の認定を取り消すにあたって、その後国民健康保険に加入する(国民年金以外の年金制度に加入できない)場合、または被扶養者の認定は継続しているが組合員本人が **65 歳に到達**することで組合員本人に老齢基礎年金の受給権が発生した場合、国民年金第 3 号被保険者であった方においては国民年金第 1 号被保険者へ変更する手続きが必要です。お住まいの市区町村の国民年金担当課で手続きをしてください。

### (国民年金被保険者の種類)

種 類	対 象 者
第 1 号被保険者	日本国内に住所のある <b>20 歳以上 60 歳未満</b> の者(第 2 号、第 3 号被保険者を除く。)
第 2 号被保険者	厚生年金第 1～4 号保険の被保険者(社会保険加入の会社員や公務員)
第 3 号被保険者	<b>65 歳未満</b> の第 2 号被保険者の被扶養配偶者で <b>20 歳以上 60 歳未満</b> の者

### —国民年金第 3 号被保険者にかかる各種手続き—

次の事由に該当したときは、共済組合または事業主から日本年金機構へ届出しますので、被扶養者の認定・取消、住所変更等の手続きと併せて共済組合(資格担当)へ必要書類を提出してください。

\*表中の◎は、共済組合所定の様式

事由	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満の組合員が、20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申告するとき</li> <li>・65歳未満の組合員の被扶養配偶者が20歳に達したとき</li> </ul>	◎「国民年金第3号被保険者関係届」(該当)及び基礎年金番号通知書等の写し
・20歳以上60歳未満の配偶者が被扶養者として認定を受けている65歳未満の短期組合員が一般組合員に種別変更(㊦Ⅱ-3参照)となったとき	◎「国民年金第3号被保険者関係届」(該当)
・被扶養配偶者に住所変更があったとき	◎「国民年金被保険者住所変更届」
・被扶養配偶者の氏名・生年月日・性別の変更又は訂正するとき	◎「国民年金第3号被保険者関係届」(変更)
・被扶養配偶者が年金手帳又は基礎年金番号通知書を紛失しているとき	◎「基礎年金番号通知書再交付申請書」
・被扶養配偶者認定を下記の事由で取り消すとき 【収入超過】(雇用保険受給開始、パート収入による超過等) 【離婚】	◎「国民年金第3号被保険者関係届」(非該当) ※お住まいの市区町村の国民年金担当課で国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者への変更の手続きも必要です。
被扶養配偶者が死亡したとき	◎「国民年金第3号被保険者関係届」(非該当)

## 10 組合員証等の記載事項又は給付金受取口座を変更したとき

氏名等が変更になったときは、次により手続きしてください。

SSC所属の方も、氏名の変更は下記の提出が必要です。

\*表中の◎は、共済組合所定の様式

変更内容	添付書類	組合員証記載事項等 変更申告書〔注1〕	戸籍抄本 (原本)	「組合員証」等
氏名変更		◎	○〔注2〕	○
生年月日・性別の訂正		◎	○	○
住所の変更〔注3,4,5〕		◎		
給付金受取口座の変更		◎		

〔注1〕 被扶養者の氏名変更があるときは、◎「被扶養者証記載事項等変更申告書」と被扶養者の内容が確認できる上記の添付書類を提出してください。なお、被扶養者の認定事由や状況により添付書類が異なりますので、資格担当へお問い合わせください。

また、被扶養者のいる組合員の氏名変更の場合、被扶養者の氏名が変更しない場合でも、被扶養者証に印字されている組合員氏名の変更が必要になりますので、被扶養者証も併せて送付してください。

〔注2〕 婚姻等による改姓のときは、改姓の前後が確認できる「婚姻(離婚)届受理証明書」で代用できます。

〔注3〕 住所変更は、府費負担教職員、大阪市費負担教職員及び堺市費負担教職員については、原則、給与支給機関からの情報により変更されますので申告書の提出は不要です。ただし、被扶養者のみ転居(別居)の場合は、◎「被扶養者証記載事項等変更申告書」及び◎「送金に関する申立書」の提出が必要です。

〔注4〕 「組合員証等」裏面の住所欄は、新住所を自署してください。当該欄に新住所を記載するスペースがなくなった場合は資格担当へお問い合わせください。記載シールを送付します。

〔注5〕 住所変更の際に、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる際は、「国民年金被保険者住所変更届」等を提出してください。㊦Ⅱ-15参照



## 11 組合員証等の再交付を必要とするとき

SSC

紛失等により組合員証等の再交付を希望するときには、下記の書類を提出してください。

\*表中◎は、共済組合所定の様式

再交付の事由	提出書類	
	再交付申請書	「組合員証」等
①紛失・盗難等	◎	
②破損や表面の印字が読み取れなくなったとき	◎	○

\*①は、警察に届出をし、再交付の申請をしてください。

\*②は、破損等の「組合員証」等を添えて申請してください（SSC 所属の方は、申請入力後、資格担当へ返納してください）。

※ 再交付後に「組合員証」等を発見した場合は、速やかに旧「組合員証」等を返納してください。

## 12 介護保険第2号被保険者の資格取得または喪失の届出

40歳以上65歳未満の組合員及び被扶養者の方は、介護保険第2号被保険者となりますが、下表の事例に該当した場合は、「介護保険第2号被保険者資格取得・喪失届書」を提出してください。

\*表中◎は、共済組合所定の様式

事 例	届出内容	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>海外日本人学校へ派遣された場合や、長期自主研修で、海外に居住することとなり、国内に住民登録がなくなったとき</li> <li>身体障がい者療護施設等に入所したとき</li> </ul>	喪失	◎「介護保険第2号被保険者資格喪失届書」
<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国し、国内に住民登録したとき</li> <li>身体障がい者療護施設等から退所したとき</li> </ul>	取得	◎「介護保険第2号被保険者資格取得届書」

(注)「喪失届書」又は「取得届書」の提出を忘れた場合は、介護掛金の過不足が生じる恐れがありますのでご注意ください。

## 13 マイナンバーについて

個人番号報告書等により収集したマイナンバーは、地方公共団体との情報連携等による確認の後、健康保険証情報と紐付けを行い、短期給付（医療保険）の事務に活用しています。

\* 上記の健康保険証情報とマイナンバーの紐付けが完了していても、マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、別途マイナポータルにて、保険証としての利用登録が必要です。

\* マイナンバーカードの申請方法等は、当共済組合本部のホームページ▶トップページ▶「マイナンバーカードコーナー」に掲載していますのでご活用ください。

## 14 退職後、任意継続組合員になることを希望するとき

加入資格や申出期日等の要件を満たしている場合、退職後、任意継続組合員になることができます。

☞VI-8 参照